

## 岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針

本市は、平成 23 年 3 月に岡崎市森林整備ビジョンを策定し、特に人工林の間伐などの森林整備や市産材の利用を促進している。

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、愛知県が策定した木材利用促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 1 日策定）に即して、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第 1 この方針は、多くの市民が身近に接する建築物等において、市産材を積極的に利用した木造化又は木質化を推進することにより、市民に暖かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用拡大による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等や林業及び木材産業の振興並びに森林の持つ多面的機能の向上に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「市産材」とは、岡崎市内の森林を伐採し、加工した証明がされた木材及びその木材を加工したものであることが確認できた木製品をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、はり、壁、けた等をいう。）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等構造耐力上主要な部分以外に木材を使用することをいう。
- (4) 「公共建築物」とは、法第 2 条第 2 項各号に掲げる建築物のうち、市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、社会教育施設、庁舎等公用又は公共用に供する建築物をいう。
- (5) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する公共土木工事をいう。

### （市の責務の基本的事項）

- 第 3 市は、自ら率先してその整備する公共建築物において市産材の利用に努めるものとし、建築物の利用者が木材利用の意義を理解できるよう啓発に努めるものとする。
- 2 公共建築物以外の建築物については、木造化及び木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

(PR及び普及)

第4 木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日(10月8日)及び木材利用促進月間(10月)を中心に木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及活動を行う。

(建築物木材利用促進協定制度)

第5 事業者等から、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものかを確認のうえ、対応する。

2 建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

(公共建築物における木材の利用の目標)

第6 公共建築物の建築に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の法令、施設の設置基準等の制限により、木造化をすることが困難な施設を除き、原則として木造化を図るものとする。

2 木造化が困難な施設又は改修を行う施設については、積極的に内装の木質化を図るものとする。

3 木造化又は木質化に当たって使用する木材は、市産材を利用することに努めるものとする。

4 市産材の利用の目標は、10年間で1,000 m<sup>3</sup>とする。

(市が発注する土木工事及び備品等の木材利用)

第7 市施工土木工事においては、市産材を利用することに努めるものとする。

2 備品や消耗品の購入については、木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(公共建築物の整備における木材の供給体制)

第8 市は、公共建築物の整備について、林業、製材業等の関係団体と連携し、木材の安定した供給が確保されるよう努めるものとする。

2 市産材の供給にあたっては、市産材調達管理基金を活用するものとする。

(その他木材利用の促進に必要な事項)

第9 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、

その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

附 則

この方針は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 第6第4項の期間については、施行日から令和15年3月31日までとし、以降、特段の理由がない限り自動的に更新されるものとする。